

介護福祉士再就職準備金資金貸付 Q&A

Q01	現在就職活動中です。いつから申請できますか。
AO1	介護職場への内定後から再就職後3か月以内の期間内に申請下さい。 また本件借入後内定通りに採用されなかった場合は、返還となります。
Q02	正社員または常勤社員でなければ申請できませんか。
AO2	パートでも申請できます。ただし年間180日以上、免除対象業務に従事することが必要です。
Q03	貸付対象となる「再就職に必要な費用」とは、具体的にどのような費用ですか。
AO3	下記は、その一例です 1) 子どもの預け先を探す際の活動費 2) 介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費又は参考図書等の購入費 3) 介護職員等として働く際に必要となる靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具または道具を入れるカバン等の被服費 4) 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用 5) 通勤用の自転車またはバイクの購入費など
Q04	資金使途を証明する領収書等の、申請書への添付及び送付は必要ですか。
AO4	原則不要です。
Q05	wellなが（ふくしのお仕事ステーション）に求職登録が済んでないのですが。
AO5	本貸付では、登録が必須です。同センターへ連絡するか登録HPからの登録を済ませて下さい。 そのうえで上記求職者番号を申請書に記入、申請して下さい。
Q06	貸付を申請する場合、どのようにすればいいですか。
AO6	本件申請は、介護職場を経由して行って下さい。 申請書類は、長崎県社協ホームページからのダウンロード等により入手して下さい。申請手続きは、申請書等申込書類を作成、準備のうえ介護職場へ提出して下さい。介護職場で申請書類のチェックを行い、長崎県社協に提出（郵送）することになります。 後日県社協からの審査結果の通知も原則介護職場を通じて行います。また返還免除を得るまでの就業確認も、介護職場の協力のもと行います。
Q07	貸付対象は個人ですか、事業所ですか。
AO7	個人です。
Q08	貸付期間は、いつからいつまでですか。いつから返済することになりますか。
AO8	貸付時に自動的に、再就職日以降2年間の返還猶予が付されます。よって実質的には、再就職日以降2年間が貸付期間となります。この返還猶予期間中は、返還事由（退職等）に該当しない限り、返還は発生しません。 なお、最終的には、再就職日以降2年間の免除対象業務従事をもって返還免除となります。

Q09	返済猶予期間中に死亡した場合、又は心身の故障により返還免除対象業務に従事できなくなったときは、どうなりますか。
A09	<p>業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったときは返還が免除されます。</p> <p>また、業務外の事由による死亡、又は心身の故障により業務に従事若しくは継続できなくなったときは、原則として返還の対象となります。相続人及び連帯保証人へ請求が困難であるなど真にやむを得ないと認められるときは、免除の対象となる場合があります。</p>
Q10	借入金の返還が必要な場合、分割払いはできますか。
A10	原則一括返還ですが、申請により分割払い（最長1年かつ毎月2万円以上の月賦払い）が認められる場合があります。
Q11	返還免除要件の介護等業務への従事「2年間」とは、連続ですか、それとも通算ですか。
A11	原則として連続している必要があります。ただし連続している状態と同視できる場合には連続とみなします。
Q12	現事業所を辞め、別の介護事業所で働き始めた場合も返還猶予や免除の対象になりますか。
A12	長崎県内の返還免除対象業務であれば対象になります。ただし1か月内に再就職するなど、連続して勤務していると認められる場合に限ります。前業務先の「退職届（第25号）」と新業務先の「業務従事届（第20号）」を県社協へ提出して下さい。
Q13	育児休業をとることになりました。休業によって、返還免除の要件である継続した勤務が認められることになりますか。また休業期間は、免除対象期間となりますか。
A13	育児、介護、疾病等によるやむを得ない事由による休業の場合、1年程度で復帰した場合は、勤務の継続性は認められます。ただし、休業期間中は免除対象期間には算入されません。